

令和4年度



# 危機管理 マニュアル 「常在危機」

災害は突然やってきます！



宮崎県立日向高等学校

0982-54-3400

緊急時にすぐ取り出せるよう、身近なところに保管してください。

# 目次

はじめに	1
○防火設備説明・避難経路図	2～6
1 火災（授業時の発災）	7
2 火災（夜間、休日の発災）	8
3 地震（授業時の発災）	9
4 地震（夜間、休日の発災）	10
5 津波（授業時の発災）	11
6 津波（夜間、休日の発災）	12
○津波に対する心得	13
7 風水害（授業時の発災が予想される場合）	14
8 風水害（休日・夜間の発災）	15
9 不審者侵入	16
10 生徒の事件・事故	17～25
(1) 学校内での事故（体育、理科実験、調理実習、部活動中等）	
(2) 学校外の事故（自宅、登下校時、休日等の事故）	
(3) ネット上の誹謗中傷等	
(4) 学校内暴力（生徒間）	
(5) 学校内暴力（対教師）	
(6) いじめ	
11 職員の事故	26～27
(1) 学校内における職員の事故	
(2) 学校外における職員の事故＜加害者となった場合＞	
(3) 学校外における職員の事故＜被害者となった場合＞	
(4) サイバー事故（ネットワーク等への情報流出、電子情報の紛失等）	
12 新型インフルエンザ（新型コロナ）の各発生段階における対応	28
登下校時の緊急避難場所調査	29～30
危機管理関係機関等一覧	31

## 災害用伝言サービス

○電話・ケータイ・スマートフォンで171（音声メッセージを録音・再生できます）

○インターネットでweb171（文章メッセージを登録・通知・確認できます）

## はじめに

学校における危機管理の対象となるものは、学校教育に関して生じうるあらゆる事件・事故である。本マニュアルでは、特に自然災害や学校被災に関わるもの、生徒・職員に関する学校内外での事件・事故、不審者の侵入等の対応手順を示した。ただし、個々の状況においては臨機応変の対応が必要となることも考えられるので、機械的に処理することなく柔軟な処理が求められる。

### 1 「常在危機」の危機管理意識

学校における危機的状況を未然に防ぐことが求められるが、それでも想定外の自然災害、人的災害は発生する。想定外を可能な限り想定内に近づけるためには、「常在危機」の意識を持ち、様々な状況にどう対処するか、起こりうる最悪の事態を想定しながら、危機的状況を最小限に止める努力を常にしておかなければならない。

### 2 報(告)・連(絡)・相(談)の徹底と危機管理

緩慢微細な危機の連鎖が緊急重大な危機を生む。突発の事件・事故も含めて、日頃の備えによって危機の回避や軽減を図れる場合が多い。「常在危機」の観点から、危機管理の第一歩としての報連相を徹底していくことが大切である。

### 3 危機対応の基本的事項

実際の対応については以下の基本的事項を踏まえ、適切な対応をしていくことが求められる。

- (1) 生命尊重を第一として対応する。
- (2) 生徒に係る事象の場合は、生徒の基本的人権を尊重して対応にあたる。
- (3) 保護者や関係者の心情に配慮し、誠意と責任をもって対応にあたる。
- (4) 第一報の報告先および報道機関等、外部への対応窓口は副校長・教頭とし、一本化する。
- (5) 事件・事故の記録化を必ず行う。発生した日時、場所、状況、内容、経過等について必ず記録し、二度と起こさないための対応策を検討する。

### 4 報道機関への対応

- (1) 外部対応の窓口は副校長・教頭とし、一本化する。
- (2) 当事者の氏名公表等については、プライバシー保護の観点から事前に十分に検討する。
- (3) 事件・事故までの経緯や学校のとった措置については、可能な限り最大限記録化しておき、予想や憶測を廃して事実に基づいて公表する。
- (4) 現時点で明確でない事項については「事実関係について調査中である」とのみ伝える。
- (5) 責任逃れをすることなく、判断に迷う内容については最終責任者である校長の責任において話す。
- (6) 会見の場所と時間は統一して設定する。
- (7) 職員・生徒の批判や差別的表現は厳に慎む。

## 日向高等学校の防火設備(防火扉・シャッター)

### 1. 煙探知機



●各天井に設置してあります。(防火扉付近・教室等)

### 2. 防火扉及びシャッター

#### (1) 教室棟



※火災時は上から下に閉まりますので、横に設置されている防火扉より脱出する。

狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

#### (2) 管理棟



※火災時は上から下に閉まりますので、横に設置されている防火扉より脱出する。

狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

### (3) 体育館



※火災時は上のように閉まりますので、中に設置されている防火扉より脱出する。  
狭いので押さないで逃げること。(幅は教室入り口程度のサイズです)

### (4) 玄関 (事務室前)



※火災時は閉まりますので、扉を開けて脱出する。(鍵は手動で開きますので慌てず開ける  
ようにしてください)  
狭いので押さないで逃げること。

◎各階に常設してある赤い消火栓は火災が発生して警報が鳴ると最寄りのところ  
に水が流れる(水圧が高まる)ようになっていますので、格納扉を開けバルブ  
をひねるとホース先より水が放水されます。(通常時は出ません)

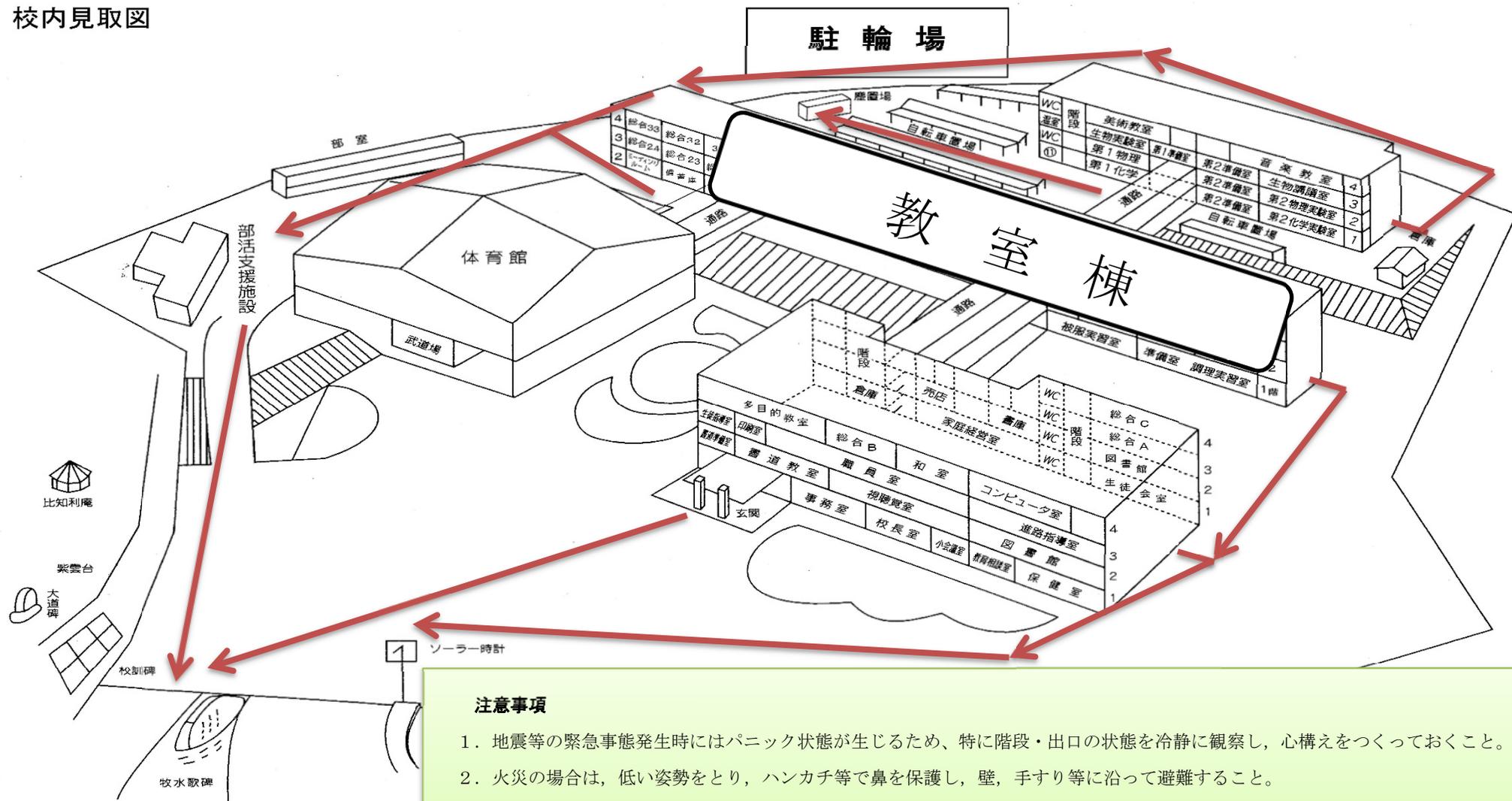
# 避難経路

○避難経路図（学校敷地）

避難場所：※地震時：駐車場（前庭）

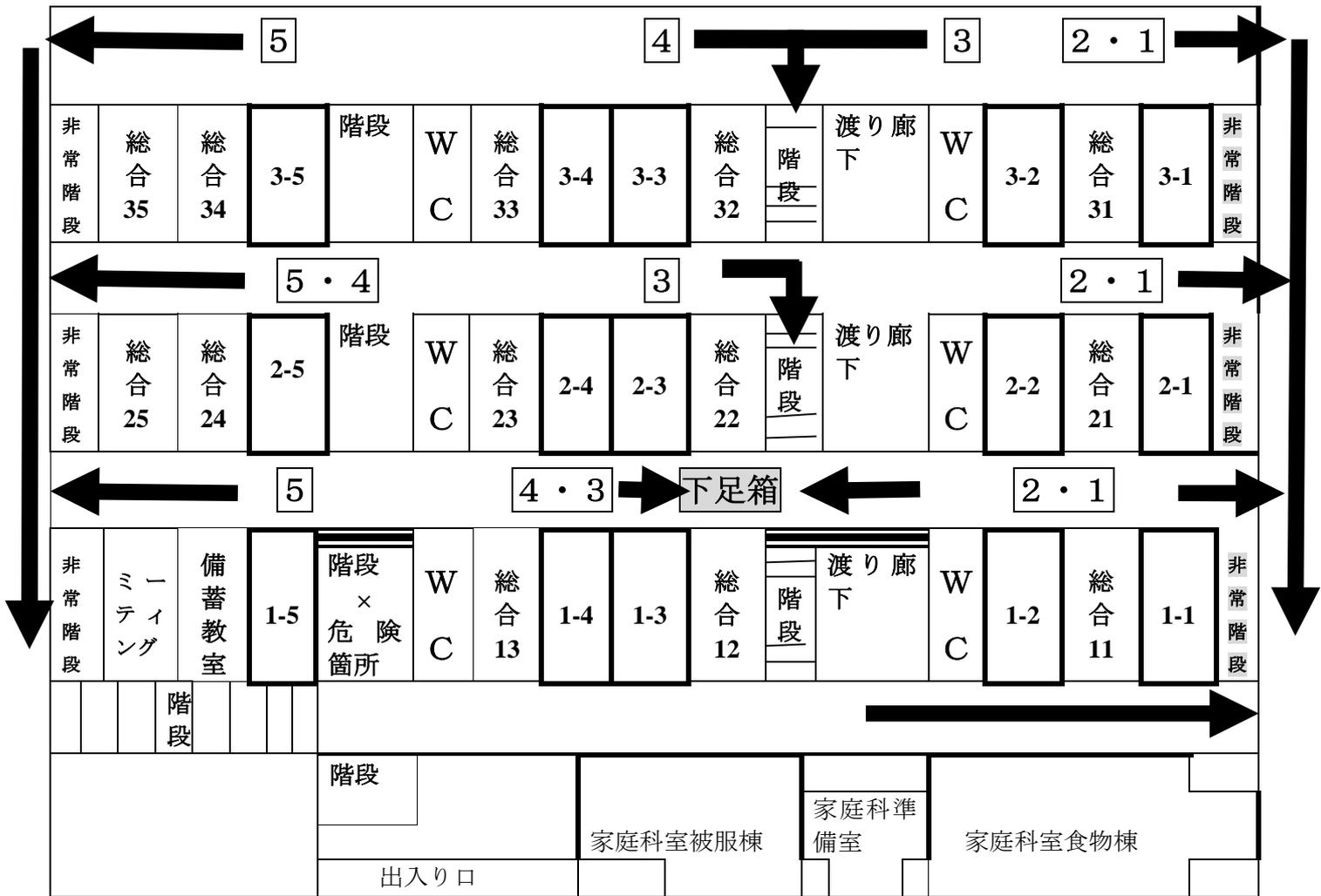
※火災時：グラウンド

校内見取図



- 注意事項**
1. 地震等の緊急事態発生時にはパニック状態が生じるため、特に階段・出口の状態を冷静に観察し、心構えをつくっておくこと。
  2. 火災の場合は、低い姿勢をとり、ハンカチ等で鼻を保護し、壁、手すり等に沿って避難すること。
  3. 火災の場合、髪が焼ける恐れがあるので、頭部を布等で保護することが望ましい。
  4. 避難経路は図の通りであるが、緊急時には指定の経路が使用不能になる場合もあるので、その際は誘導者の指示に従うこと。

避難経路（校舎内） （教室棟の場合）



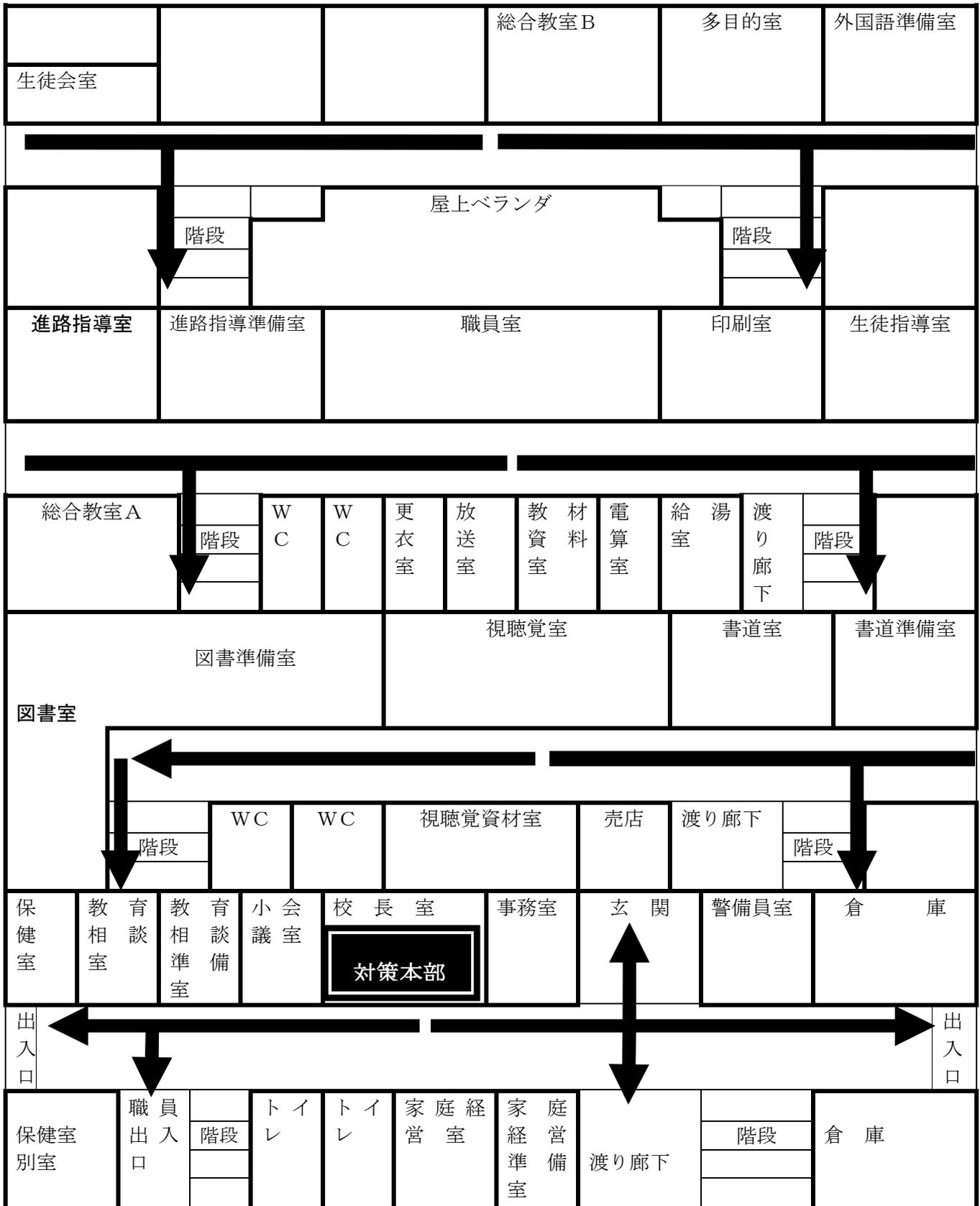
**\* 避難する場合は近くの混雑しない避難経路で素早く避難をします! 経路の確認を!**

（理科棟の場合） ≡ ※防火シャッター作動箇所



(管理棟の場合)

**\* 避難する場合は近くの混雑しない避難経路で素早く避難をします! 経路の確認を!**

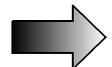


※避難場所は運動場  
 ・HRごとに、全校集会時の隊形に集合すること。  
 ・HR担任は、人員点検を行い、教頭に報告する。

# 1 火 災 (授業時の発災)



火災発生



初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の職員</li> <li>○消火器による初期消火</li> <li>○鎮火に成功しても対策本部を通じて119番通報し現場検証のため現状を維持</li> </ul>	消火不可能の場合 炎が人の背丈以上になったら避難し対策本部を通じて119番通報
------	---	--

発見者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災報知器にて発報または大声で火災の発生を周知させる</li> <li>② 近くに生徒がいる場合は、近隣職員と協力して生徒の安全確保および避難誘導</li> <li>③ 近隣職員と協力して管理職へ連絡</li> </ul>
-----	--



初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 火災報知器にて発報、119番通報、110番通報、日向市役所および企業警備への連絡（事務）</li> <li>⑤ 対策本部の設置（管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事）</li> <li>⑥ 人的・物的被害状況について県教委へ第一報（校長）</li> </ul>
------	--



避難誘導・非常持出	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 担任・授業担当者は、延焼防止のため教室のドアと窓を閉めたうえ、出席簿を携帯して生徒を避難誘導</li> <li>⑧ 避難後、人員確認報告（担任→学年主任→教頭）、そのまま待機</li> <li>⑨ 非常持出品の確認・搬出（学校防災計画による）（教頭、事務長、関係者） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 指導要録（教務）</li> <li><input type="checkbox"/> 学校沿革史（教頭）</li> <li><input type="checkbox"/> 卒業証書授与台帳（事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 学校日誌（教務）</li> <li><input type="checkbox"/> 休暇処理簿（教頭・事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 職員出勤簿（教頭・事務）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 旅行命令書（事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 保健日誌（養護教諭）</li> <li><input type="checkbox"/> 健康診断表（養護教諭）</li> <li><input type="checkbox"/> 給与関係書類（事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 職員履歴書（事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 備品台帳（事務）</li> <li><input type="checkbox"/> 関係領収書（事務）</li> <li>⑩ 自衛消防組織による消火作業（学校防災計画による）</li> <li>⑪ 消防による消火作業</li> <li>⑫ 生徒の安全確認</li> <li>⑬ 医療機関との連絡体制の確保</li> </ul>	消火作業・生徒の安全確認
-----------	--	--	--------------



処理報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 鎮火後の処理</li> <li>⑮ 被害状況について県教委への報告（校長）</li> </ul>
------	---

記録欄	
-----	--

## 2 火 災（夜間、休日の発災）



休日 発 見 者	① 火災報知器にて発報（→消防、企業警備） ② 警備員へ通報 ③ 警備員、火災報知器発報、企業警備報告 ④ 警備員、管理職へ連絡	⑤ 火災警報機の発報（→消防、企業警備） ⑥ 企業警備より管理職へ通報	夜間 対 応
-------------------	---	--	--------------



状況 確 認 対 策 立 案	⑦ 管理職は登庁して学校の被害状況を確認するとともに関係職員を招集 ⑧ 対策本部の設置（管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事） ⑨ 職員の緊急招集（教務、生指） ⑩ 状況について県教委へ第一報（校長）	初期消火 ○警備員、登庁職員 ○消火器による初期消火 ○鎮火に成功しても現場検証のため現状を維持 ○消火不可能の場合、炎が人の背丈以上になったら避難する
		⑪ 自衛消防組織による消火作業（学校防災計画による）



非常 持 出	⑫ 非常持出品の確認・搬出（学校防災計画による）（教頭、事務長、関係者） <input type="checkbox"/> 指導要録（教務） <input type="checkbox"/> 学校沿革史（教頭） <input type="checkbox"/> 卒業証書授与台帳（事務） <input type="checkbox"/> 学校日誌（教務） <input type="checkbox"/> 休暇処理簿（教頭・事務） <input type="checkbox"/> 職員出勤簿（教頭・事務）	<input type="checkbox"/> 旅行命令書（事務） <input type="checkbox"/> 保健日誌（養護教諭） <input type="checkbox"/> 健康診断表（養護教諭） <input type="checkbox"/> 給与関係書類（事務） <input type="checkbox"/> 職員履歴書（事務） <input type="checkbox"/> 備品台帳（事務） <input type="checkbox"/> 関係領収書（事務） ⑬ 消防による消火作業	消 火 作 業
--------------	---	--	------------------



処理 報 告	⑭ 鎮火後の処理 ⑮ 被害状況について県教委への報告（校長）
--------------	-----------------------------------

記録欄 ----- ----- ----- -----
---

### 3 地震（授業時の発災）



第一次措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 理科室、家庭科室等で火を使った実験・実習の場合は速やかに火気を遮断する（教科担）</li> <li>② 生徒への指示（教科担、学級担任）             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教室、特別教室等の室内では、棚やロッカーから離れ、机の下に身を隠して机の脚を掴むよう生徒へ指示</li> <li>イ 体育館では頭や首を両手でかばい落下物に注意しながらフロア中央部に集合させる</li> <li>ウ グラウンドでの授業、部活動の場合には中央部に集まり、指示を待つ</li> </ul> </li> <li>③ 職員はドアの開放等により出口を確保のうえ、自身の身の安全をはかる</li> </ul>
-------	---

本震終息後

本部設置	④ 対策本部の設置（管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事）
------	--

第二次措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 揺れがおさまり避難可能な状況である事を確認（管理職、防災担当）</li> <li>⑥ 校内放送（職員室または事務室／停電の場合にはハンドマイク等）にて指示を待つこと、負傷者の有無等を放送（教頭）</li> <li>⑦ 安全確認後、校内放送（ハンドマイク）でグラウンド等への避難を指示（副校長、教頭、事務長、防災担当）</li> <li>⑧ 担任・授業担当者は出席簿を携帯して生徒を避難誘導</li> <li>⑨ 避難後、人員確認のうえ報告（担任→学年主任→教頭）、待機</li> <li>⑩ テレビ、ラジオ等による情報収集（管理職、防災担当）</li> <li>⑪ 地域の被害等の情報収集 ⇄ 日向市役所、日向警察署（管理職、防災担当）</li> <li>⑫ 校内の被害状況の確認・報告（担当者→教頭）</li> <li>⑬ 重度の負傷者がいる場合は119番通報（教頭）</li> <li>⑭ 軽度の負傷者については養護教諭他救護班で一次処置対応</li> <li>⑮ 医療機関との連絡体制の確保</li> </ul>
-------	--

報告	⑯ 学校および地域の被災状況について県教委へ第一報（校長）
対策	⑰ 下校・帰宅に関する交通手段、状況把握と下校計画、帰宅困難生徒の把握（教頭、事務長、防災担当、教務主任、生徒指導主事）

## 4 地震（夜間、休日の発災）

学校周辺に  
重大な災害をもたら  
した、または被害が学校  
にも及んだと予想される  
地震の発生

※通信網途絶等により連  
絡確認の不可能な場合  
は職員各自の判断によ  
り、下記①～⑦につい  
て行動する



	県内で震度6弱以上の地震が発生した場合	県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合
第一次情報の収集確認 ↓	<p>全職員は登庁して配置につく。</p> <p>① 对本部の設置（管理職は学校の被況を確認）</p> <p>② 地域の被害等の情報収集 ⇄日向市役所、日向警察署</p> <p>③ テレビ、ラジオ等による情報収集</p>	<p>校長、副校長、教頭、事務長は登庁して配置につく</p> <p>① 对本部の設置（管理職は学校の被況を確認）</p> <p>② 地域の被害等の情報収集 ⇄日向市役所、日向警察署</p> <p>③ テレビ、ラジオ等による情報収集</p>
第2次情報の収集確認 ↓	<p>④ 職員緊急連絡網により職員の被災状況を確認（管理職）</p> <p>⑤ 可能な職員は出勤して情報収集にあたる</p> <p>⑥ 生徒緊急連絡網により生徒の地域の被災状況を確認（担任、副担任、学年団）</p> <p>⑦ 学校、職員、生徒の被災状況についての情報を集約（教頭）</p>	<p>④ 職員緊急連絡網により職員の被災状況を確認（管理職）</p> <p>⑤ 可能な職員は出勤して情報収集にあたる</p> <p>⑥ 生徒緊急連絡網により生徒の地域の被災状況を確認（担任、副担任、学年団）</p> <p>⑦ 学校、職員、生徒の被災状況についての情報を集約（教頭）</p>
県教委への報告 ↓	<p>⑧ 学校および地域の被災状況について県教育委員会へ第一報（校長）</p>	<p>⑧ 学校および地域の被災状況について県教育委員会へ第一報（校長）</p>
現状分析と今後の対策	<p>⑨ 不足情報の収集、生徒への伝達手段の確保、出勤不可能職員への措置</p> <p>⑩ 緊急避難場所となった場合の学校管理体制の発動</p>	<p>⑨ 不足情報の収集、生徒への伝達手段の確保、出勤不可能職員への措置</p> <p>⑩ 緊急避難場所となった場合の学校管理体制の発動</p>

記録欄

# 5 津波（授業時の発災）



地震発生



- ① 生徒への指示（教科担、担任）  
ア 教室、特別教室等の室内では、棚やロッカーから離れ、机の下に身をかくして机の脚を掴むよう生徒へ指示  
イ 体育館では頭や首を両手でかばい落下物に注意しながらフロア中央部に集合させる  
ウ グランドでの授業、部活動の場合には中央部に集まり、指示を待つ
- ② 職員はドアの開放等により出口を確保のうえ、自身の身の安全をはかる

《本震終息後》  
グランドへ避難



津波の確認

- ③ 安全確認後、校内放送（ハンドマイク）でグランドへの避難誘導
- ④ 生徒への指示（教科担、担任）  
ア 校舎内は倒壊などの恐れがあるため、避難経路に沿って一時グランドに避難する  
イ 避難経路が危険であると判断した場合は、安全を確保しながら他の経路で避難させる
- ⑤ 職員はドアの開放等により出口を確保のうえ、自身の身の安全をはかる



避難後の安全確認

- ⑥ 本部設置  
ア 津波予報区「宮崎県」に大津波警報または津波警報が発令された場合、対策本部を設置し、所属長の判断により職員参集・配置する  
イ テレビ、ラジオなどによる情報収集（予想波高、到達時間等）  
ウ 地域の被害等の情報収集・日向市役所、日向警察署



高台へ避難

- ⑦ 職員は、（生徒の）人員・負傷者の確認と報告（担任→学年主任→教頭）
- ⑧ 負傷者の応急処置・医療機関への連携（養護教諭）
- ⑨ 生徒の不安への対処・安全確保と一時待機
- ⑩ 津波の発生状況に応じて校内放送（ハンドマイク）で前庭・校舎への避難誘導



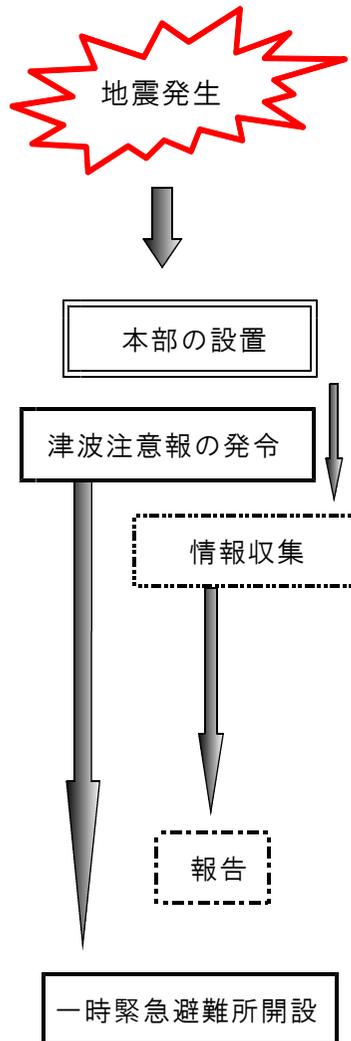
他の機関との連携

- ⑪ 学校及び地域の被災状況について県教委へ第一報（校長）
- ⑫ 教職員各自の役割確認と校長の業務支持
- ⑬ 地域の被災状況・危険箇所などの関係機関への連絡（事務長）

待機場所としての対応  
保護者への連絡

- ⑭ 下校・帰宅に関する交通手段、状況把握と下校計画、帰宅困難性との把握（学年主任・担任・副担任）
- ⑮ 保護者への引き渡し（担任・副担任）

## 6 津波（夜間・休日の発災）



学校周辺に重大な災害をもたらした、または被害が学校に及んだと予想される地震

### ① 本部設置

ア 津波予報区「宮崎県」に大津波警報または津波警報が発令された場合、対策本部を設置し、所属長の判断により職員参集・配置する

（校長、副校長、教頭、事務長は登庁して学校の被害状況を確認する）

イ テレビ、ラジオなどによる情報収集（予想波高、到達時間等）

ウ 地域の被害等の情報収集・日向市役所、日向警察署

エ 長時間待機できる避難待機場所開設

### ② 職員連絡網により職員の被災状況を確認（校長、副校長、教頭、事務長）

③ 可能な職員は出勤して情報収集にあたる

④ 生徒緊急連絡網（登下校中避難場所調査用紙）により生徒地域の被災状況を確認（担任、副担任、学年団）

⑤ 学校、職員、生徒の被災状況について情報を集約（教頭）

⑪ 学校及び地域の被災状況について県教委へ第一報（校長）

⑫ 教職員各自の役割確認と校長の業務支持

⑬ 地域の被災状況・危険箇所などの関係機関への連絡（事務長）

⑭ 緊急避難場所になった場合の学校管理体制の発動

## ●津波に対する心得（授業時・夜間・休日の発災）

### ①地震があったら、まず身の安全！

●地震を感じたらテーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待つ。身の安全が確保されたら津波に注意し、急いで海辺から離れ高台へ避難する。

### ②正しい情報を入手する！

●災害が発生したときにはデマが飛び交いがちになるので、噂に惑わされず、テレビ、ラジオや防災行政無線等からの情報に注意し、正しい状況の把握に努める。

### ③警報・注意報が出たらすぐ避難！

●警報・注意報を知ったら、すぐに避難しましょう。地震を感じなくても、津波が襲来することがあります。また、小さい津波でも場所によっては、思わぬ高さに達することがあります。

### ④家を出るときは！

●慌てず、落ち着いて、周囲の確認を。余震によって瓦やガラス、看板が落ちてくる可能性があります。近所や周囲の人にも声をかけてお年寄りや子どもなどの避難に協力しましょう。

### ⑤避難は原則徒歩で！

●避難するときは、やむを得ない場合を除き、徒歩で避難しましょう。車等を使用すると、渋滞を引き起こし、避難や救護に支障をきたします。

### ⑥海や川に近づかない！

●防波堤や堤防が地震の影響を受けている恐れや、津波が見えていない場合があります。非常に危険です。また、川に沿って上流側へ追いかけてくるので、川に対して直角方向に避難しましょう。

### ⑦解除までは気をゆるめない！

●津波は時間をおいて、繰り返し襲来します。第1波より、第2波、第3波の方が大きくなる場合がありますので、警報、注意報が解除されるまで注意しましょう。

### ⑧協力し合って応急救護！

●地震時や避難時に多数の負傷者が出れば、ご近所や周囲の人と助け合い、地域や学校で協力し合って避難しましょう。

## 7 風水害（授業時の発災が予想される場合）

発災	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 台風、大雨等による風水害のため<u>授業の継続</u>が困難と予想される状況の発生</li> <li>② 台風、大雨等による風水害のため<u>翌日の登校</u>が困難と予想される状況の発生</li> </ul>
----	--



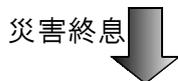
情報 の 収 集 分 析	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 大雨警報又は洪水警報が発令された場合、所属長の判断により対策本部を設置（管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任等）する。</li> <li>④ マスメディア、インターネット等による最新の気象情報収集（教頭） テレビ、気象庁・ウェザーニュース等のHP</li> <li>⑤ 関係機関と連絡をとり地域の気象・道路・交通機関等についての情報を収集（教頭、事務長、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事） 日向市役所、日向警察署、門川町、延岡市、美郷町、宮崎交通、JR</li> <li>⑥ 今後の情勢推移について分析、判断（対策本部）</li> </ul>
-----------------------------	---



一 次 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 生徒の下校が必要と判断した場合には緊急職員連絡会を実施（校長）</li> <li>⑧ 緊急職員連絡会にて生徒の下校措置、校内の暴風雨対策について指示（校長）</li> <li>⑨ 経過と措置について県教委へ第一報（校長）</li> </ul>
------------------	--



二 次 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 生徒への下校指示、帰宅困難生徒の把握（担任、学年団）、家庭への連絡（マメールの活用）</li> <li>⑪ 帰宅困難生徒の校内措置（教務）</li> <li>⑫ 下校路に危険が予想される場所については必要に応じて立ち番指導（生徒指導部）</li> <li>⑬ 全職員で校内の暴風雨対策（屋外の飛散物固定、窓閉確認、危険箇所確認）</li> </ul>
------------------	--



事後 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 生徒の罹災状況確認（担任、学年団）、施設の罹災状況確認（対策本部、事務）</li> <li>⑮ 罹災状況の集約（教頭）と県教委への報告（校長、財務福利課：事務長）</li> </ul>
--------------	---

記録欄	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
-----	---

## 8 風水害（休日・夜間の発災）

発災 台風、大雨等による風水害のため翌日の登校が困難と予想される状況の発生



情報収集分析

- ① 状況により管理職は登庁（もしくは連絡を取る）
- ② 大雨警報又は洪水警報発令時で、対策本部を設置（管理職、防災担当、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任等）した場合、可能な範囲で連絡を取り、所属長の判断により、職員参集・配備する。
- ③ マスメディア、インターネット等による最新の気象情報収集（教頭）  
テレビ、気象庁・ウェザーニュース等のHP
- ④ 可能な限り関係機関と連絡をとり地域の気象・道路・交通機関等についての情報を収集（教頭、事務長、防災担当、教務主任）  
日向市役所、日向警察署、門川町、延岡市、美郷町、宮崎交通、JR
- ⑤ 今後の情勢推移について分析、判断（対策本部）



対策措置

- ⑥ 風水害が予想される場合は、自宅待機、臨時休校等の措置を決定（校長）
- ⑦ 職員連絡網により措置について連絡（教頭→職員）
- ⑧ 生徒連絡網により措置について連絡（担任→生徒）
- ⑩ 県教委へ報告（校長）
- ⑪ 施設に罹災のある場合は状況を集約して県教委へ報告（事務長）

記録欄

防災情報

- ・ 気象庁ウェブページ ・ ハザードマップポータルサイト
- ・ 防災情報のページ(内閣府) ・ レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)(気象庁)
- ・ 高解像度降水ナウキャスト(気象庁)

## 9 不審者侵入



### 不審者発見

発見者  
応援職員  
(複数  
対応)

- ①発見者は直ちに最寄りの教職員へ連絡
- ②一人は事務室、教頭へ状況報告
- ③危険人物かどうかの見極め(名札の着用)
- ④複数で校外への退出を説得、可能であれば付き添って退校を見届ける
- ⑤人物の特徴等を対応者で協議・記録



退出せず危険を感じた場合

緊急通告 情報集約	⑥武器・凶器・刃物の所持や危険行動など危険を認知したら直ちに大声で周囲に知らせるとともに、校内へ連絡する(校内電話、携帯電話等、複数の職員で様々な手段を講ずる)(発見者、応援者) ⑦情報を集約し、管理職、生徒指導主事、進路指導主事、教務主任、学年主任で状況分析と対応について緊急会議
緊急連絡 負傷者搬送 保護者連絡	⑧校長の判断で生徒の避難誘導、警察、救急への連絡等を決定 ⑨警察へ110番通報、負傷者のある場合は119番通報(教頭、事務長) ⑩負傷者等のある場合は、救急車等にて病院へ搬送(養護教諭、担任等) ⑪生徒の傷病の程度、搬送先病院等を保護者へ連絡(担任、学年主任)
県教委報告	⑫県教委へ第一報(校長)



危険回避 避難誘導 行動阻止 記録	⑬校内放送にて避難誘導を指示。(教頭、生徒指導主事) ⑭生徒の安全のために避難経路を確保し、避難誘導にあたる(全職員) ⑮最寄りの職員は複数にて、安全優先で、あらゆる手段を用いて不審者の行動阻止にあたる(刺叉、竹刀、モップ、カラー液ボール、野球ボール等、その他犯人の行動障害物となるもの)銃火器保持の場合以外は無理せず。 ⑯複数の位置から、スマホ、ビデオ、デジカメにて不審者の行動を記録しておく(生徒指導部、その他関係者)
警察協力	⑰警察の到着後は、可能な範囲で警察の不審者確保に協力する
負傷者の 状況確認	⑱当該搬送生徒の状況、容体、治療等について病院より報告(搬送引率者) ⑲生徒の状態によっては、校長または教頭が搬送先を訪問する



状況報告 関係者連絡	⑳現時点での状況について集約分析の上、今後の対応について管理職、生徒指導主事、進路指導主事、教務主任で緊急会議
犯人確保	㉑緊急職員会議を招集し、現状報告、生徒の避難維持、下校措置等今後の対応について協議
事後対応	㉒犯人確保後、生徒のメンタルケア、下校指導、保護者の迎えが必要な生徒の家庭への連絡(担任、学年団、養護教諭) ㉓マスコミ対応は教頭(場合によっては校長)に集約する

記録欄

# 10 生徒の事件・事故

## (1) 学校内外での事故（体育、各教科、実習、登下校、部活動中等）



授業担当者 部顧問 発見者 周囲の協力者

<AED設置場所> 定期点検：事務部  
 ①事務室前 ②体育館  
 <担架設置場所>  
 ①保健室廊下 ②体育館 ③3階渡り廊下

応急措置	①時刻・状況・事態の確認把握 ②担架・AEDによる一次救命措置
関連措置	③活動(学習)の一時停止 ④関連事故の防止(指示) ⑤安全な避難・誘導
組織連絡	⑥管理職、養護教諭・保健主事への連絡 ⑦担任、学年主任への連絡 ⑧情報の集約、救急車要請判断(管理職、保健主事、養護教諭)

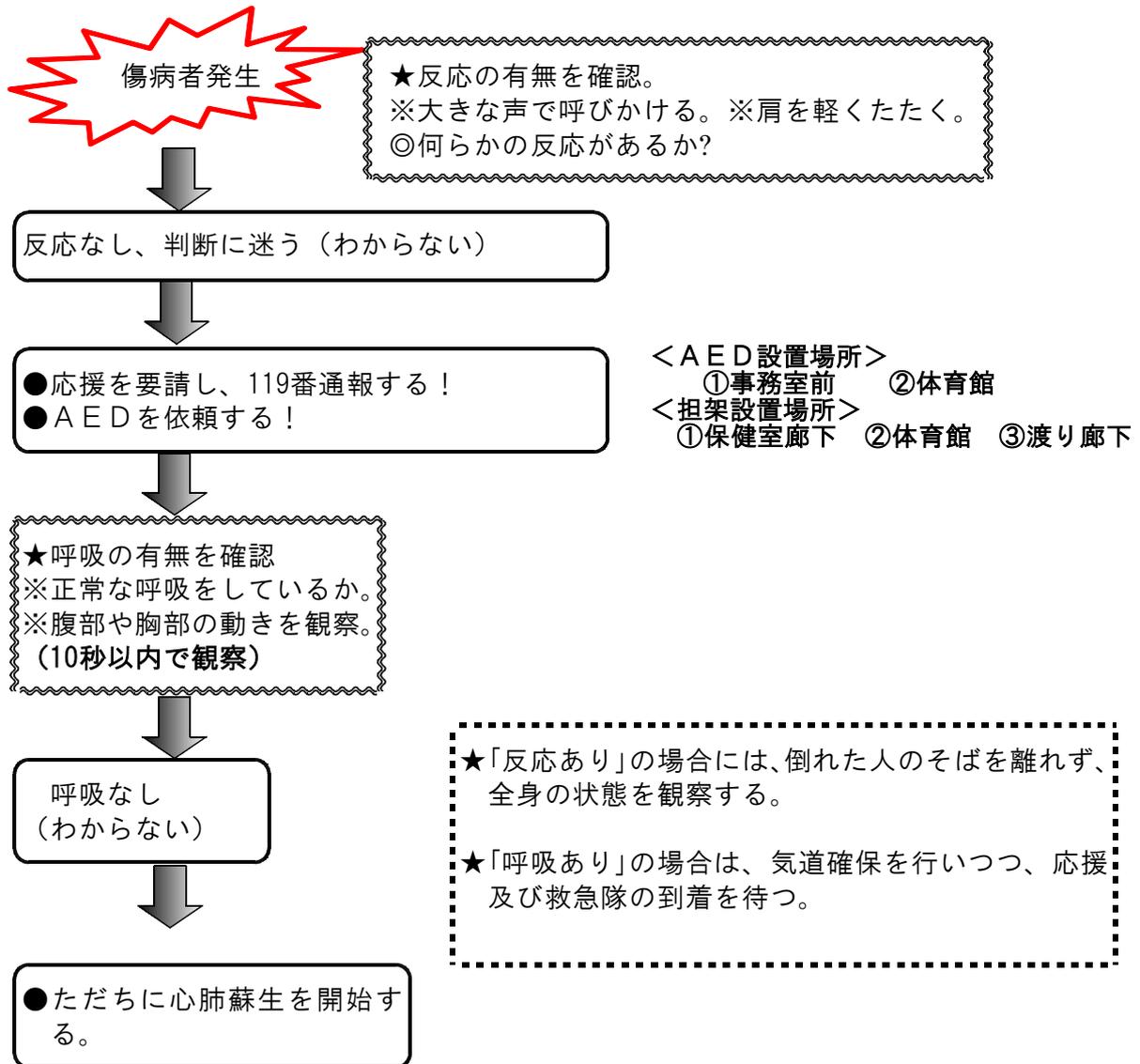
救急車要請 その他搬送	<p>⑨傷病の程度により関係者で病院へ搬送(養護教諭、担任、部顧問 他)              ※搬送はタクシーまたは救急車を原則とするが、緊急やむを得ず自家用車を利用せざるを得ない場合は校長の許可を得る。その際は万全の安全体制と交通規則遵守に努めること。</p> <p>⑩救急車要請(教頭)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名、報告者名、電話番号(54-3400)</li> <li>・疾病者等の人数・性別・年齢・氏名</li> <li>・「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「身体状況」等</li> <li>・救急車到着までにしておく事、学校近くではサイレンを止める事等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;救急車の要請基準&gt;</p> <p>①呼吸停止 ②意識喪失 ③ショック症状 ④大きな開放創              ⑤けいれん ⑥広範囲の火傷 ⑦激痛の持続 ⑧骨の変形              ⑨多量の出血を伴う場合 ⑩その他発見者が必要と判断した場合</p> </div>
保護者連絡	<p>⑪事故の状況、傷病の程度、搬送先病院等について、相手に動揺を与えぬよう落ち着いて連絡(担任、学年主任、養護教諭)</p> <p>⑫加害者のある場合は加害者の保護者にも連絡(当該担任)              人命にかかわる場合は被害者保護者への連絡もしくは病院からの報告後</p>
	⑬人命に関わる事故等の場合は校長または副校長、教頭が病院へ赴く

状況報告	⑭病院から学校へ診察結果・治療内容等、当該生徒の状況を報告(搬送者)
------	------------------------------------

県教委報告	⑮県教委等への連絡・報告は校長が判断する
状況まとめ	⑯生徒事故報告書により、事故の状況についてまとめる(教頭)

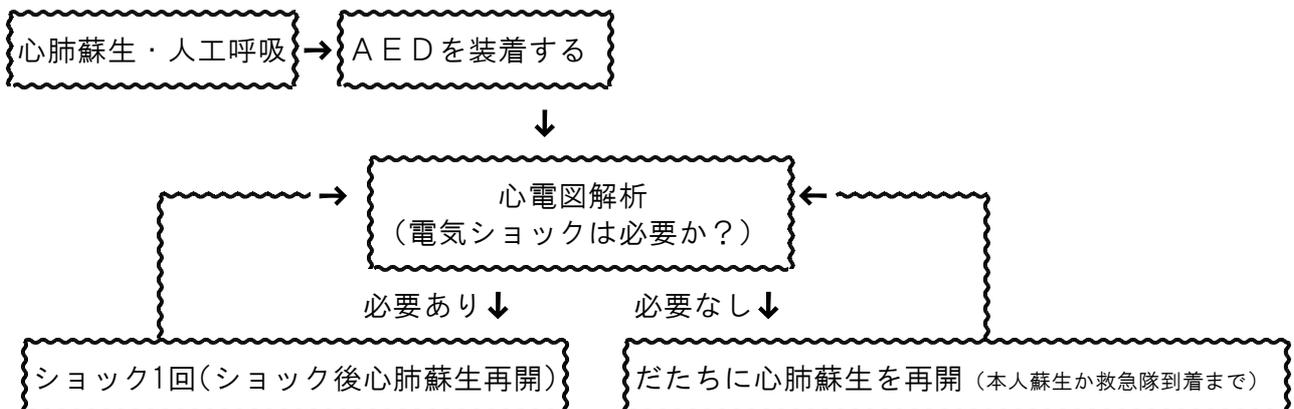
# ○心肺停止に対する応急手当

・学校内外での事故（体育、各教科、学校行事、登下校、部活動等）



※水の事故（溺水）では、気道確保(状況に応じて人工呼吸)を優先してください。

## ○心肺蘇生とAED装着手順



## ○突然死を防ぐための10ヶ条

### ★基本的な注意事項

- ①学校心臓検診（健康診断）と事後措置を確実に行う
- ②健康観察、健康相談を十分に行う
- ③健康教育を充実し、体調が悪いときには無理をしない、させない
- ④運動時には準備運動・整理運動を十分に行う

### ★疾患のある（疑いのある）子どもに対する注意事項

- ⑤必要に応じた検査の受診、正しい治療、生活管理、経過観察を行う
- ⑥学校生活管理指導表の指導区分を遵守し、それを守る
- ⑦自己の病態を正しく理解する、理解させる
- ⑧学校、家庭、主治医間で健康状態の情報交換する

### ★その他、日頃からの心がけ

- ⑨救急に対する体制を整備し、充実する
- ⑩AEDの使用法を含む心肺蘇生法を教職員と生徒全員が習得する

## ○頭頸部外傷対応の10カ条

### ●教師のための頭頸部外傷対応の10カ条

### ★学校行事及び体育的活動、部活動とうにおける基本的注意事項

- ①児童生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定める。
- ②体調が悪いときには、無理をしない、させない。
- ③健康観察を十分に行う。
- ④施設・設備・用具・環境条件等について継続的・計画的に安全点検を行い、正しく使用する、使用させる。

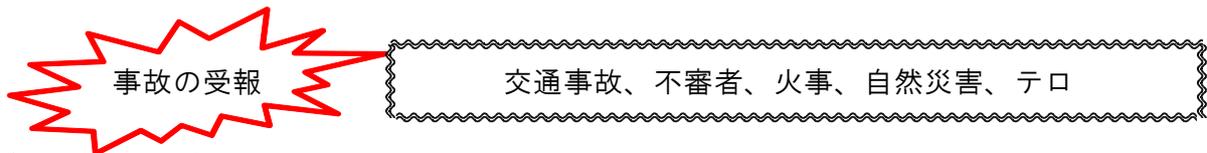
### ★頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒に対する注意事項

- ⑤意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。
- ⑥頭部を打っていないからといって安心はできない。  
意識が回復したからといって安心はできない。
- ⑦頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車（119番）を要請する。
- ⑧練習、試合、その他活動への復帰は慎重に、十分配慮する。

### ★その他、日頃からの心がけ

- ⑨救急に対する体制を整備し、充実する。
- ⑩安全教育や組織活動を充実し教職員や生徒が事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応できるようにする。

## (2) 学校内外の事件・事故（自宅、登下校時、休日等の事件・事故）



受報者	
受 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事故の該当生徒について以下を確認 氏名・性別・学年・クラス、事故の内容と発生場所、傷病の有無や程度 入院のある場合は搬送先病院 等</li> <li>②連絡者の、氏名、電話番号、当該生徒との関係について確認</li> </ul>
組織連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>③管理職へ連絡</li> <li>④担任、学年主任へ連絡</li> <li>⑤生徒指導主事、保健主事等関係職員へ連絡</li> </ul>



状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥学級担任は保護者と連絡を取り家庭訪問、または入院のある場合は搬送先病院へ見舞いに出向き、相手方の感情に配慮しつつ状況を確認する</li> <li>⑦生徒指導主事は事故現場に赴き、現状確認および状況調査を行う</li> <li>⑧教頭は警察、消防他関係機関等に連絡を取り、事故の状況を確認する</li> </ul>
------	--



状況報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨当該生徒および事故の状況報告（担任、生徒指導主事、その他訪問者等）</li> <li>⑩人命に関わる事故等の場合は校長または教頭が病院等へ赴く</li> </ul>
------	--



県教委報告	⑪県教委等への連絡・報告は校長が判断する
状況まとめ	⑫生徒事故報告書により、事故の状況についてまとめる（教頭）

記録欄	
-----	--

「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を令和3年4月1日より制定  
自転車損害賠償保険等への加入義務化となります。未成年者の加入義務は保護者になります。

### (3) ネット上の誹謗中傷等

#### 保護者の責務



発生・発見

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

- ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- ・フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する
- ・子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等々の問題が生じることに留意する

発見者・相談者

初期対応	①詳細について聞き取り、ネット上で内容を確認し印刷する(発見相談者) ②特定できる事実を確認しておく
組織連絡	③管理職へ連絡(発見相談者) ④生徒指導主事、担任、学年主任等関係職員へ連絡(教頭)

一次対応	⑤関係者による事実確認・協議 ⑥当該生徒への事実確認(配慮を要する場合あり)(生徒指導主事、担任) 保護者への連絡、必要に応じて警察等 ⑦管理者やプロバイダーへの連絡、削除依頼等対応連絡(保護者)
------	---

二次対応	⑧関係生徒の事実確認(担任、生徒指導主事、その他) ⑨重大な案件については、事実に基づいて対応(警察)を協議する
------	---

県教委報告	⑩県教委等への連絡・報告は一次対応の時点で校長が連絡する
状況まとめ	⑪生徒事故報告書により、事故の状況についてまとめる(教頭)

※ネットによる事案はプライバシーの問題から慎重に対応する必要があります。生徒から相談を受けた場合、「内容によっては保護者・管理職に報告することになる」と説明してください。生徒がためらう場合は、事が大きくなってからでは対応が難しいことを説明し、理解を促してください。難しい場合は、外部の相談機関等の紹介も含め、可能な対応をお願いします。

記録欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### ◎参考となる資料等

- ・子供の性被害対策(警察庁)
- ・インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)
- ・情報モラル教育の充実(文部科学省)
- ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

## (4) 学校内事件（校内暴力） 生徒相互の暴力

対応の手順	事 項	担当者
暴力発生 ↓	発生と発覚は同時でない場合がある。怪我等が発生した場合は、「校内における生徒の事故」を参照	
事情聴取 ↓	双方の生徒にそれぞれの言い分を聞き、事件に発展するまでの経緯・暴力の事実関係について把握する。	学級担任 生徒指導部
指 導 ↓	暴力は絶対にはいけないことの指導と、双方の言い分に対するきめ細かな指導を行う。	学級担任 生徒指導部
保護者連絡 ↓	事件の全容並びに学級担任・生徒指導部がとった措置（事情聴取と指導）について双方の保護者に連絡をし、今後の指導について協力をお願いする。	学級担任 生徒指導部
校内連絡 ↓	事件の全容並びに指導の経過等について生徒指導主事・校長・教頭に報告し、全職員で指導することを確認する。	学級担任
関係機関	校長の判断で連絡報告を行う。	校長

## (5) 学校内事件（校内暴力） 対教師暴力

対応の手順	事 項	担当者
暴力発生 ↓		
報 告 ↓	どんな小さなことでも対教師暴力は学校にとって大きな事件である。必ず生徒指導主事を経て、教頭・校長へ報告する。	当該職員
事情聴取 ↓	生徒指導主事（生徒指導部員）が当該生徒に対し教育相談的に事情聴取をする。当事者の職員については、校長が事情を聞く。職員が病院へ行く必要があるときは、職員の校内事故に準じて対応し、その後事情を聞く。	校長 生徒指導部
職員会議 ↓	聴取した事情等から事件の全容を確認しあい、今後の対応の在り方（生徒への対応・教師の留意点）について検討し、全職員協力して指導にあたっていくことを共通理解する。	職員
保護者連絡 ↓	事件に至るまでの経緯を含めた事件の全容について知らせ、今後の学校の指導について理解を求め、協力を要請していく。	教頭
関係機関	校長の判断で連絡を行う。	校長

## (6) 学校内事件 (いじめ)

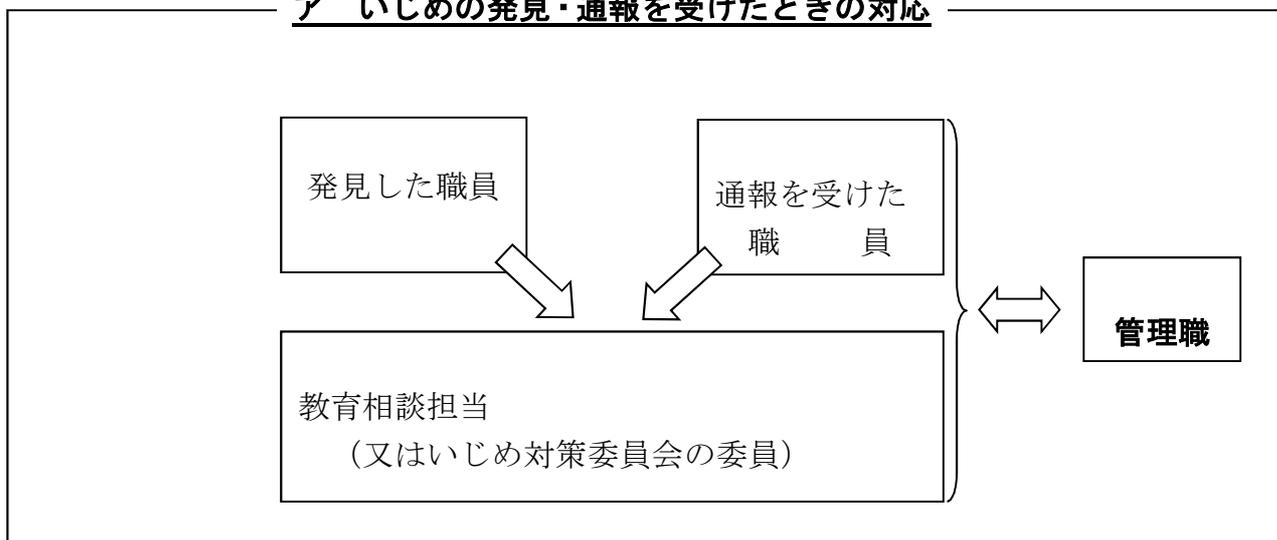
対応の手順	事 項	担当者
いじめ発覚 ↓	いじめについては早期発見に努めるよう心がける。生徒・保護者・外部からの連絡等により発覚する場合も多い。	職員
報 告 ↓	いじめの状況が認められた場合は、直ちに教育相談・特別支援推進部（またはいじめ対策委員会の委員）・教頭・校長に報告する。	職員
実態調査 ↓	いじめ対策委員会で確認し、教育相談・特別支援推進部（またはいじめ対策委員会の委員）は被害者・加害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてをくみ取り理解していくよう最大の努力をする。	教相・特支部、いじめ対策委員会の委員
委員会審議 ↓	いじめ対策委員会において、いじめの実態の分析・考察・原因・今後の指導の在り方、全職員協力した体制、保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。 委員（教頭・生徒指導主事・学年主任・教相特支部主任・特支コーディネーター・養護教諭・関係教諭）	いじめ対策委員会
保護者連絡 ↓	協議した指導法に沿って、担任はもちろん全職員並びに保護者等へも指導の協力を要請していく。	いじめ対策委員会
関係機関	校長の判断で連絡を行う。	校長

### 記録欄

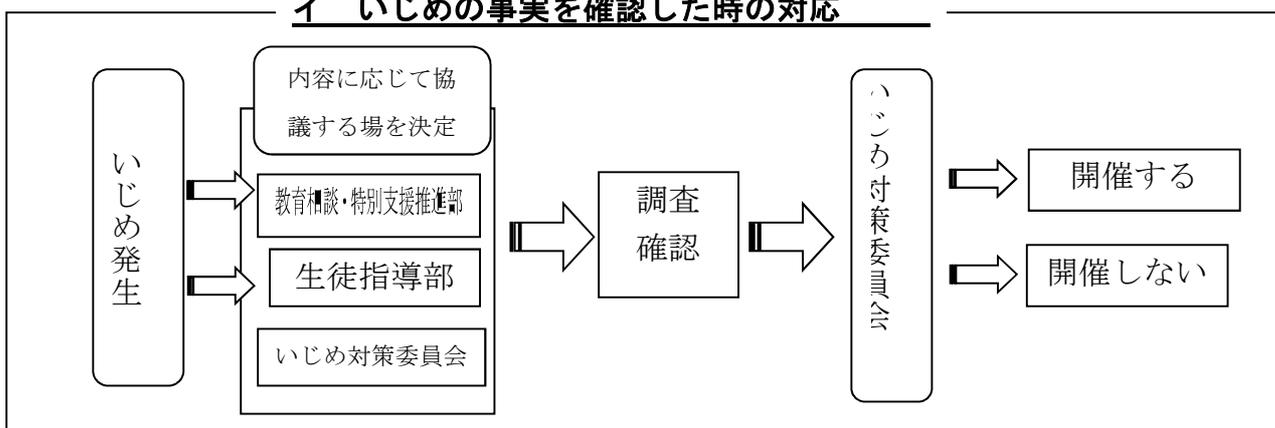
被害生徒	家庭環境
加害生徒	家庭環境
発生日時	発生場所
概 要	

## (6) いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

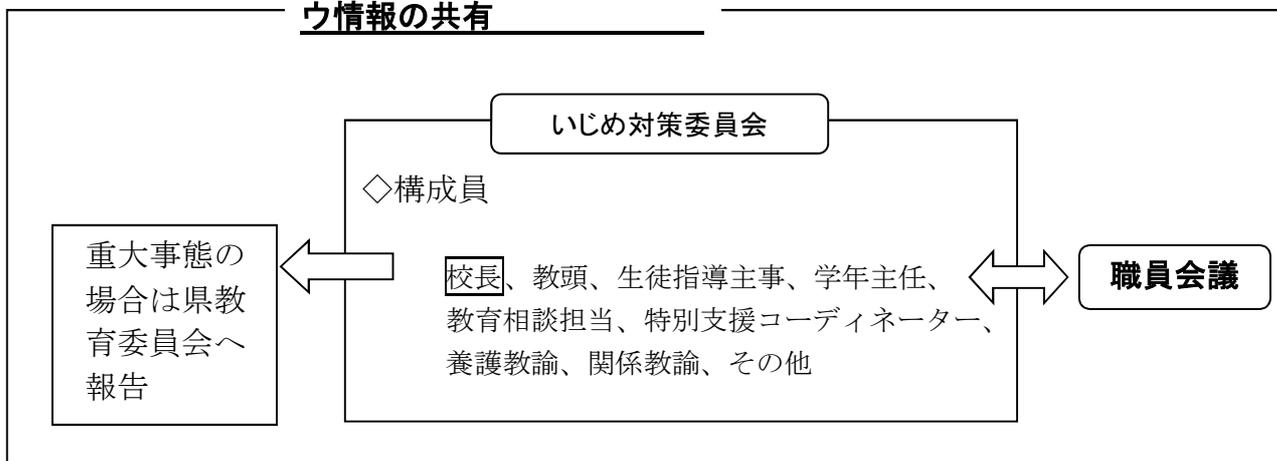
### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

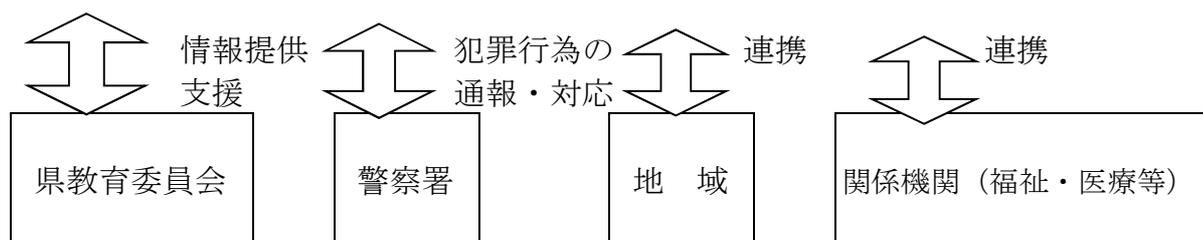
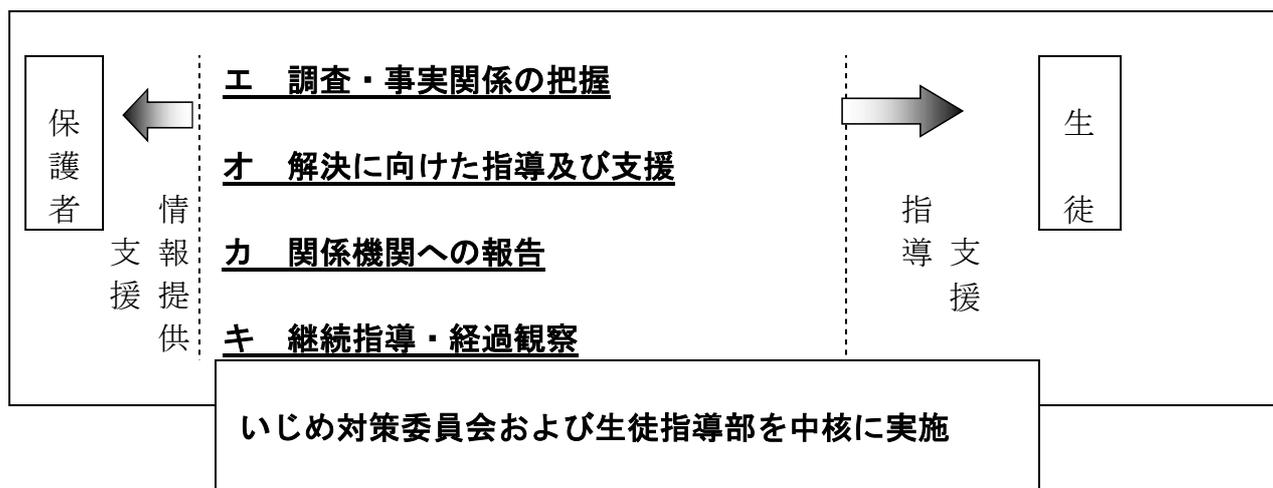


### イ いじめの事実を確認した時の対応



### ウ情報の共有





別紙1 学校いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・早期対応			保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	入学式・対面式 遠足	遠足の企画・運営		学校基本方針の確認 生徒の情報共有	面談週間	毎週1回学年会を実施し、学年内のいじめ・不登校の状況について学年で情報共有	PTA総会(基本方針の説明)	計画・目標作成
5		ボランティア活動(通年)		生徒理解に関わる研修			三者面談での相談	
6	生徒総会	文化祭・体育大会の企画提示			第1回学校生活アンケート 教育相談	↓ 毎週、教育相談委員会	学校評議員会	
7	クラスマッチ	文化祭・体育大会に向けての準備	ピア・サポートに視点をおいた人権教育①	いじめ防止研修 学校生活アンケートの分析報告と取組協議		各学年でのいじめ・不登校の状況を報告し、組織的対応について協議	通信での、いじめ防止活動報告	アンケート分析に基づく取組改善
8	オープンスクール					↓	三者面談・家庭訪問での相談	
9	文化祭 体育大会	文化祭・体育大会での活動			第2回学校生活アンケート 結果を受けての教育相談	学年会で相談委員会での内容を報告、状況を確認し、情報を共有する		取組に対する協議
10				授業研修期間				
11			ピア・サポートに視点をおいた人権教育②	人権教育研修	面談週間	※緊急の事案については、随時、ケース会議、対策委員会を開く ※アンケートの分析、対応作原案を作る		
12	修学旅行	生徒会新聞(不定期)		学校生活アンケート分析報告と取組協議	県アンケート		通信での、いじめ防止活動報告 学校評議員会	アンケート分析に基づく取組改善
1			ピア・サポートに視点をおいた人権教育③		第3回学校生活アンケート			取組に対する協議
2					面談週間、アンケート結果を受けての教育相談		学校評議員会	
3	百人一首大会			今年度の反省と次年度取組の協議				次年度目標を作成

# 1 1 職員の事故

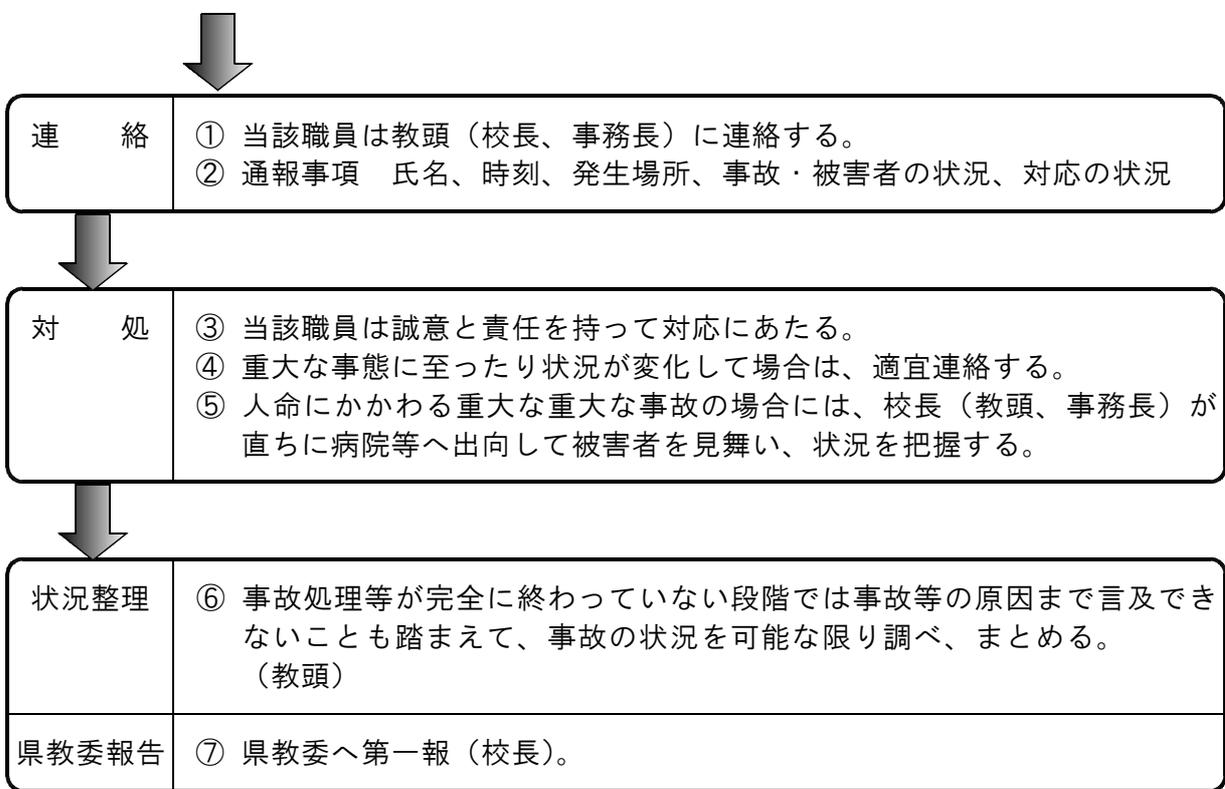
## (1) 学校内における職員の事故

学校内における生徒の事故に準じる。  
状況に応じて、速やかに配偶者・家族に連絡する。

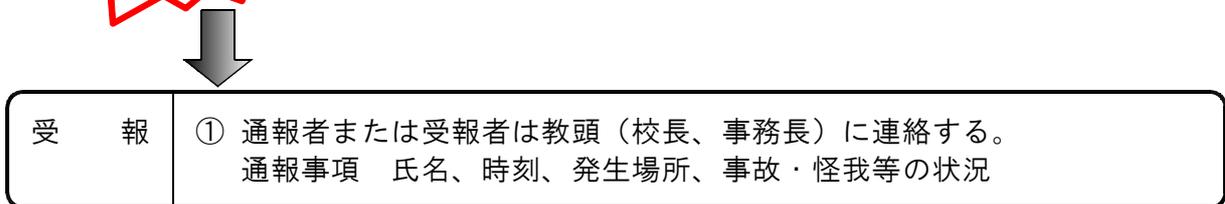
## (2) 学校外における職員の事故 <加害者となった場合>

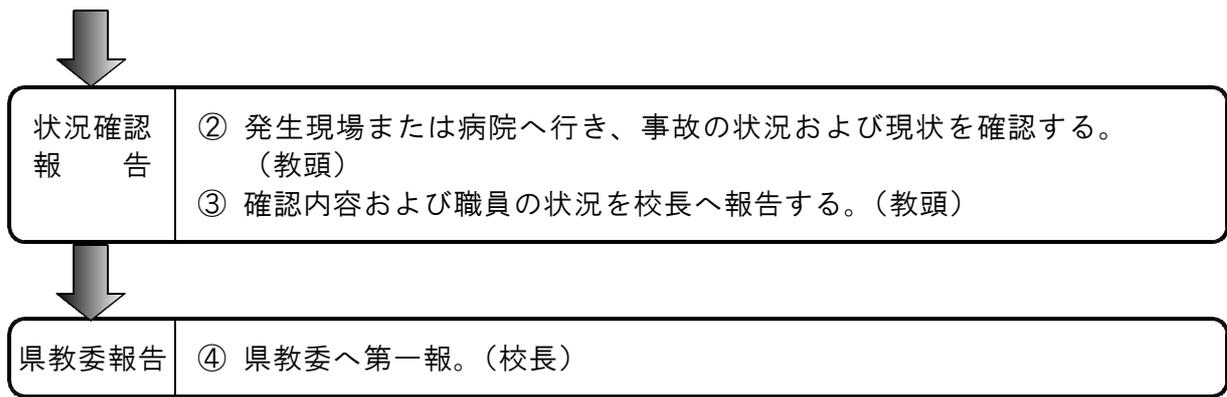


交通違反等も、被害者のない事故として本マニュアルに準じて対応

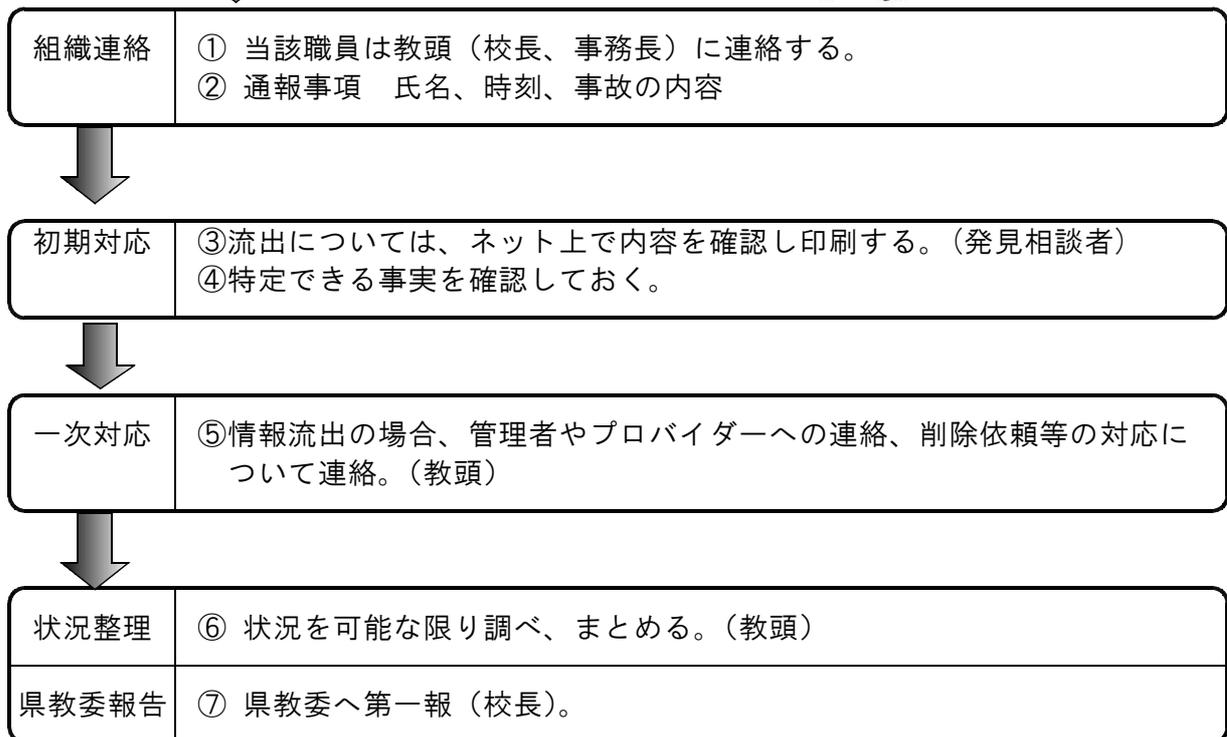


## (3) 学校外における職員の事故 <被害者となった場合>





(4) サイバー事故 (ネットワーク等への情報流出、電子情報の紛失等)



記録欄	..... ..... ..... ..... ..... .....
-----	--

## 1 2 新型インフルエンザ・新型コロナの各発生段階における対応

発生段階	対 応
<p>前段階（発生していない状態）</p> <p>&lt;基本的な取組&gt;</p> <p>&lt;連絡体制の整備&gt;</p> <p>&lt;情報収集及び提供&gt;</p> <p>&lt;相談体制&gt;</p>	<p>①感染防止対策と生徒の健康状態把握を徹底する</p> <p>②保健室だより等を通じて、正しい情報・知識・予防方法等を周知する</p> <p>③学校医や学校薬剤師の指導のもと感染予防に必要な備蓄の確保を行う</p> <p>④臨時休業の措置基準や発生時の対応について予め確認を行う</p> <p>①校内連絡体制（職員、生徒連絡網）及び関係機関（県教育委員会、学校医、保健所、医療機関等）への連絡体制を確認する</p> <p>②対策委員会を開き、外部対応、応急措置、情報収集について体制を整備する</p> <p>①関係機関（県教育委員会、学校医、保健所、医療機関等）との連携により、最新の情報を常に収集し、生徒、保護者へ周知する</p> <p>②海外への修学旅行を予定している場合、訪問先の状況等を調査の上実施の決定をし、新聞やインターネット等を通じて常に最新の情報を収集する</p> <p>①学校医等による相談体制を整えるとともに、保健所に設置される新型インフルエンザ・新型コロナ相談窓口を確認し、生徒・保護者へ周知する</p>
<p>第1段階 （海外発生期）</p> <p>○体制整備・情報提供の強化を図る</p>	<p>①関係機関と連携をとりながら情報収集を行い、あらゆる機会を通じて新型インフルエンザ・新型コロナに関する情報の提供を行う</p> <p>②生徒の健康状態の確認を行う（発生国から入国した生徒等）</p> <p>③感染防止対策を家庭においても徹底するよう周知する</p> <p>④国内発生に備えた校内体制の整備、確認を行う</p>
<p>第2段階 （国内発生早期）</p> <p>○感染拡大を可能な限り抑える</p> <p>○生徒の安全を確保する</p>	<p>①感染防止対策と生徒の健康観察を徹底し、症状がある（と疑われる）場合には学校医や保健所に連絡し、医療機関への受診を勧める</p> <p>②本県または当地域において発生した場合には、学校行事、学校管理下の集団行動、対外試合等の参加自粛や中止の措置を徹底する</p> <p>③本校において発生した場合には、早急に県教育委員会や学校医、保健所等と協議し、適切な措置をとる</p> <p>④インフルエンザ・コロナ感染が疑われる症状が現れた場合には学校へは登校せず医療機関や保健所に設置された相談窓口の利用を勧める</p> <p>⑤医師により新型インフルエンザ・新型コロナと診断された場合には、速やかに学校へ連絡し、医師の指示に従って行動する</p>
<p>第3段階 （感染拡大期・まん延期・回復期）</p> <p>○健康被害を最小限に抑える</p>	<p>①第2段階までの対策を強化する</p> <p>②職員・生徒・保護者との連携を密に行い、健康状況を把握する</p> <p>③感染防止対策の徹底、不要不急の外出を避けるよう家庭へ周知する</p> <p>④校内感染拡大の場合には、県教育委員会や保健所等の指示に従い、状況に応じて、適切な期間、臨時休校等の措置をとる</p>
<p>第4段階 （患者の発生が減少し、低い水準で停滞）</p> <p>○生徒の回復を図り、流行の第2波に備える</p>	<p>①生徒の健康状況の把握を行い、流行の第2波に備えた感染防止対策を継続実施し、必要に応じて臨時の健康診断を行う</p> <p>②臨時休業等の解除については、生徒の健康状況に十分に配慮し、国や新型インフルエンザ・新型コロナ総合対策本部の方針に基づいて対応を行う</p> <p>③登校再開に備えた指導を職員間で確認し、生徒の心のケアに努める</p> <p>④学校医等による相談体制を継続する</p>

# 登下校時の緊急避難場所調査

# 見本

令和 年 月 日

宮崎県立日向高等学校長 殿

生徒名	( 1 )年( 1 )組( 21 )番 生徒名( 日向 花子 )		
保護者名	保護者名( 日向 太郎 )		
現住所	日向市大字〇〇〇〇〇〇〇〇		
緊急連絡先	緊急連絡先①	TEL:090-××××-××××	続柄( 父 )
	緊急連絡先②	TEL:090-××××-××××	続柄( 母 )
	緊急連絡先③	TEL:090-××××-××××	続柄( 祖母 )
通学区分	①徒歩 ②自転車 ③バス ④電車 ⑤車 ⑥電車+徒歩 ⑦電車+自転車		

## 登下校中の緊急避難場所(避難ビル等)

避難場所①	千代田病院
避難場所②	日知屋東小学校
避難場所③	定善寺

## 家族合流場所

日向高校
------

## 自宅滞在中の避難場所

避難場所①	千代田病院
避難場所②	

【通学路】

※地図を記入し、登下校時の緊急避難場所①～③を記入する。  
いつ起こるかわからない災害に備えて、ご家族でじっくり話し合いをして下さい。

# 登下校時の緊急避難場所調査

令和 年 月 日

宮崎県立日向高等学校長 殿

生徒名 保護者名	( )年( )組( )番 生徒名( ) 保護者名( )		
現住所			
緊急連絡先	緊急連絡先①	TEL:	続柄( )
	緊急連絡先②	TEL:	続柄( )
	緊急連絡先③	TEL:	続柄( )
通学区分	①徒歩 ②自転車 ③バス ④電車 ⑤車 ⑥電車+徒歩 ⑦電車+自転車		

## 登下校中の避難場所

避難場所①	
避難場所②	
避難場所③	

## 家族合流場所

--

## 自宅滞在中の避難場所

避難場所①	
避難場所②	

【通学路】

--

※地図を記入し、登下校時の避難場所①～③を記入する。

いつ起こるかわからない災害に備えて、ご家族でじっくり話し合いをして下さい。

